

適合性検査制度(LIA-135) 新旧対照表 (令和5年11月1日施行)

新	旧
<p>目次</p> <p>XVI <u>附則</u> <u>51</u></p> <p><u>XVII</u> 申請等の様式集 <u>52</u></p>	<p>目次</p> <p>XVI 申請等の様式集 51</p>
<p>I 適合性検査制度について</p> <p>1～6 略</p> <p>7 手数料</p> <p>(1) 手数料は、人件費、物件費、一般管理費等に基づき、社会的情勢及び財政的状況を考慮し算定し、「適合性検査手数料規程」(LIA-113)に定める。</p> <p>(2) 業務を行う上で緊要と認めた場合には、暫定手数料を制定し運用することができる。</p> <p>(3) 手数料は、現金、本会の取引銀行への振込みにより、検査等の申請書受理の際に収納する。</p>	<p>I 適合性検査制度について</p> <p>1～6 略</p> <p>7 手数料</p> <p>(1) 手数料は、人件費、物件費、一般管理費等に基づき、社会的情勢及び財政的状況を考慮し算定し、「適合性検査手数料規程」(LIA-113)に定める。</p> <p>(2) 業務を行う上で緊要と認めた場合には、暫定手数料を制定し運用することができる。</p> <p>(3) 手数料は、現金、<u>持参人払い式の小切手</u>、本会の取引銀行への振込み<u>又は郵便普通為替</u>により、検査等の申請書受理の際に収納する。</p>
<p>II～III 略</p>	<p>II～III 略</p>
<p>IV 適合性検査(2号検査)について</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 性能確認検査の申請手順</u></p> <p><u>(1) 「性能確認検査申請書」(様式別添)、試料を同梱して、中央検査所にご提出下さい。</u></p> <p><u>(2) 所定の手数料を銀行口座にお振り込み下さい。</u></p> <p><u>(3) (1)と(2)が揃った時点で申請を受理いたします。</u></p> <p><u>(4) 申請書及び添付書類は、担当事業所が中央検査所の場合は各1部、支所の場合は各2部必要となります。</u></p> <p><u>5</u> 管理検査</p> <p><u>6</u> 不合格となった場合の措置</p> <p><u>7</u> 2号検査における添付書類</p> <p><u>8</u> その他</p>	<p>IV 適合性検査(2号検査)について</p> <p>1～3 略</p> <p>(追加)</p> <p><u>4</u> 管理検査</p> <p><u>5</u> 不合格となった場合の措置</p> <p><u>6</u> 2号検査における添付書類</p> <p><u>7</u> その他</p>

新	旧
V～VI 略	V～VI 略
<p>VII 通知書等の一時停止及び取消し等</p> <p>1～2 略</p> <p>3 本会が通知書等の取消しの措置を実施した場合、本会の<u>認証製品一覧表</u>から当該製品を削除する。また、当該製造事業者等は、速やかに当該通知書等及び証票を本会に返却しなければならない。ただし、本会が受理した当該製品に係る製品、手数料、提出書類等は返却しない。</p> <p>4～8 略</p>	<p>VII 通知書等の一時停止及び取消し等</p> <p>1～2 略</p> <p>3 本会が通知書等の取消しの措置を実施した場合、本会の<u>認証製品リスト</u>から当該製品を削除する。また、当該製造事業者等は、速やかに当該通知書等及び証票を本会に返却しなければならない。ただし、本会が受理した当該製品に係る製品、手数料、提出書類等は返却しない。</p> <p>4～8 略</p>
<p>X II 異議申立て</p> <p>本会は、製品の製造事業者等から持ち込まれる製品又は認証業務に関する異議申立てを確実、かつ、誠意を持って処理するものとする。</p> <p>1 略</p> <p>2 異議申立ての処理</p> <p>(1) 異議申立書の提出</p> <p>異議申立ては、申立ての事由が発生した日から 30 日以内にその申立て理由を明確にし、「検査結果に関する異議申立書」により本会へ提出すること。</p> <p>(2) 異議申立ての受理</p> <p>異議申立てを受理した場合、受理通知書を発行する。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 異議申立ての判定と処理</p> <p>1) 審理の結果は、申立て後 3 か月以内に、「<u>苦情等申立てに関する処置報告</u></p>	<p>X II 異議申立て</p> <p>本会は、製品の製造事業者等から持ち込まれる製品又は認証業務に関する異議申立てを確実、かつ、誠意を持って処理するものとする。</p> <p>1 略</p> <p>2 異議申立ての処理</p> <p>(1) 異議申立書の提出</p> <p>異議申立ては、申立ての事由が発生した日から 30 日以内にその申立て理由を明確にし、「検査結果に関する異議申立書」により本会へ提出すること。</p> <p>(2) 異議申立ての受理</p> <p>異議申立てを受理した場合、受理通知書を発行する。</p> <p>(3) <u>異議申立ての審理</u></p> <p>1) <u>本会が異議申立てを受理した場合、受理した日から 30 日以内に「苦情処理委員会」を開催し、当該審理を開始するものとする。</u></p> <p>2) <u>苦情処理委員会の開催にあたって、開催日、委員等を申立者に事前に通知する。</u></p> <p><u>なお、本会の出席要請にも拘わらず正当な理由なく申立者が欠席した場合は、異議申立ての撤回があったものと見なすものとする。</u></p> <p>3) <u>申立者は、自己の指名する証人を出席させることができる。ただし、本会に対し文書により事前に通知した場合に限る。</u></p> <p>4) <u>当該審理に直接関係のある当事者を参加させることはできない。</u></p> <p>(4) 異議申立ての判定と処理</p> <p>1) 審理の結果は、申立て後 3 か月以内に、「<u>審理結果通知書</u>」により申立者</p>

新	旧																																																								
<p>書」により申立者に通知する。</p> <p>2) 本会は、異議申立てが本会に起因するものと受諾されたときは、是正処置を含めて適切な処置をとり、改善に努めなければならない。</p> <p>(4) 異議申立ての審理結果に対する不服の取扱い 本会の審理結果に不服のある場合、通知書の発行日から 30 日以内に限り、当該審理結果に対する 不服申立てができるものとする。</p>	<p>に通知する。</p> <p>2) 本会は、異議申立てが本会に起因するものと受諾されたときは、是正処置を含めて適切な処置をとり、改善に努めなければならない。</p> <p>(5) 異議申立ての審理結果に対する不服の取扱い 本会の審理結果に不服のある場合、通知書の発行日から 30 日以内に限り、当該審理結果に対する 異議申立てができるものとする。</p>																																																								
<p>Ⅹ 手数料について</p> <p>1～3 略</p> <p>4 手数料表 (税抜き)</p> <p>(1) 1号検査（第1検査及び第2検査）に係る手数料は、ガス栓の種類及び検査の種類により次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">第 1 検査</th> <th style="text-align: center;">第 2 検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td> <td style="text-align: center;">132,000 円/件</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">18 円/個</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓</td> <td style="text-align: center;">171,000 円/件</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓（異形2口）</td> <td style="text-align: center;">179,000 円/件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可とう管・ホースガス栓（一体型）</td> <td style="text-align: center;">230,000 円/件</td> <td style="text-align: center;">18 円/個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 略</p> <p>(2) 2号検査（フォローアップ制度）に係る検査手数料</p> <p>1) 略</p> <p>2) 製品検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">製品検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td> <td style="text-align: center;">132,000 円/件</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓</td> <td style="text-align: center;">171,000 円/件</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓（異形2口）</td> <td style="text-align: center;">179,000 円/件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可とう管・ホースガス栓（一体型）</td> <td style="text-align: center;">230,000 円/件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 略</p>	種 類	第 1 検査	第 2 検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円/件	18 円/個	ホースガス栓	171,000 円/件	ホースガス栓（異形2口）	179,000 円/件	(削除)			可とう管・ホースガス栓（一体型）	230,000 円/件	18 円/個	種 類	製品検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円/件	ホースガス栓	171,000 円/件	ホースガス栓（異形2口）	179,000 円/件	(削除)		可とう管・ホースガス栓（一体型）	230,000 円/件	<p>Ⅹ 手数料について</p> <p>1～3 略</p> <p>4 手数料表</p> <p>(1) 1号検査（第1検査及び第2検査）に係る手数料は、ガス栓の種類及び検査の種類により次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">第 1 検査</th> <th style="text-align: center;">第 2 検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td> <td style="text-align: center;">132,000 円/件</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">18 円/個</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓</td> <td style="text-align: center;">171,000 円/件</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓（異形2口）</td> <td style="text-align: center;">179,000 円/件</td> </tr> <tr> <td>遮断機構付ホースガス栓</td> <td style="text-align: center;">327,000 円/件</td> <td style="text-align: center;">35 円/個</td> </tr> <tr> <td>可とう管・ホースガス栓（一体型）</td> <td style="text-align: center;">230,000 円/件</td> <td style="text-align: center;">18 円/個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 略</p> <p>(2) 2号検査（フォローアップ制度）に係る検査手数料</p> <p>1) 略</p> <p>2) 製品検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">製品検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじガス栓、可とう管ガス栓</td> <td style="text-align: center;">132,000 円/件</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓</td> <td style="text-align: center;">171,000 円/件</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓（異形2口）</td> <td style="text-align: center;">179,000 円/件</td> </tr> <tr> <td>遮断機構付ホースガス栓</td> <td style="text-align: center;">327,000 円/件</td> </tr> <tr> <td>5) 可とう管・ホースガス栓（一体型）</td> <td style="text-align: center;">230,000 円/件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 略</p>	種 類	第 1 検査	第 2 検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円/件	18 円/個	ホースガス栓	171,000 円/件	ホースガス栓（異形2口）	179,000 円/件	遮断機構付ホースガス栓	327,000 円/件	35 円/個	可とう管・ホースガス栓（一体型）	230,000 円/件	18 円/個	種 類	製品検査	ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円/件	ホースガス栓	171,000 円/件	ホースガス栓（異形2口）	179,000 円/件	遮断機構付ホースガス栓	327,000 円/件	5) 可とう管・ホースガス栓（一体型）	230,000 円/件
種 類	第 1 検査	第 2 検査																																																							
ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円/件	18 円/個																																																							
ホースガス栓	171,000 円/件																																																								
ホースガス栓（異形2口）	179,000 円/件																																																								
(削除)																																																									
可とう管・ホースガス栓（一体型）	230,000 円/件	18 円/個																																																							
種 類	製品検査																																																								
ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円/件																																																								
ホースガス栓	171,000 円/件																																																								
ホースガス栓（異形2口）	179,000 円/件																																																								
(削除)																																																									
可とう管・ホースガス栓（一体型）	230,000 円/件																																																								
種 類	第 1 検査	第 2 検査																																																							
ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円/件	18 円/個																																																							
ホースガス栓	171,000 円/件																																																								
ホースガス栓（異形2口）	179,000 円/件																																																								
遮断機構付ホースガス栓	327,000 円/件	35 円/個																																																							
可とう管・ホースガス栓（一体型）	230,000 円/件	18 円/個																																																							
種 類	製品検査																																																								
ねじガス栓、可とう管ガス栓	132,000 円/件																																																								
ホースガス栓	171,000 円/件																																																								
ホースガス栓（異形2口）	179,000 円/件																																																								
遮断機構付ホースガス栓	327,000 円/件																																																								
5) 可とう管・ホースガス栓（一体型）	230,000 円/件																																																								

新			旧		
3) 管理検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。			3) 管理検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。		
種 類		管理検査	種 類		管理検査
ねじガス栓、可とう管ガス栓		12 円/個	ねじガス栓、可とう管ガス栓		12 円/個
ホースガス栓			ホースガス栓		
ホースガス栓（異形2口）			ホースガス栓（異形2口）		
（削除）			遮断機構付ホースガス栓		23 円/個
可とう管・ホースガス栓（一体型）		12 円/個	可とう管・ホースガス栓（一体型）		12 円/個
（備考）略			（備考）略		
4) 性能確認検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。			4) 性能確認検査に係る手数料は、ガス栓の種類により次表のとおりとする。		
種 類		性能確認検査	種 類		性能確認検査
ねじガス栓、可とう管ガス栓		31,000 円/件	ねじガス栓、可とう管ガス栓		31,000 円/件
ホースガス栓		54,000 円/件	ホースガス栓		54,000 円/件
ホースガス栓（異形2口）		54,000 円/件	ホースガス栓（異形2口）		54,000 円/件
（削除）			遮断機構付ホースガス栓		59,000 円/件
可とう管・ホースガス栓（一体型）		54,000 円/件	可とう管・ホースガス栓（一体型）		54,000 円/件
（備考）略			（備考）略		
5) 略			5) 略		
(3) 略			(3) 略		
5 項目別検査手数料表 <u>（税抜き）</u>			5 項目別検査手数料表		
検 査 項 目		金 額	検 査 項 目		金 額
配管用フレキ管接続ガス栓	1 共回り試験	2,000 円	配管用フレキ管接続ガス栓	1 共回り試験	2,000 円
	2 衝撃試験	10,000 円		2 衝撃試験	10,000 円
	3 振動試験	22,000 円		3 振動試験	22,000 円
	4 耐液化石油ガス性	40,000 円		4 耐液化石油ガス性	40,000 円
IPX5 仕様ガス栓	1 耐放水試験	17,000 円	IPX5 仕様ガス栓	1 耐放水試験	17,000 円
	2 表示	1,000 円		2 表示	1,000 円

新	旧		
(削除)	遮断機構付ホースガス栓	1 非金属材料の耐液化石油ガス性	40,000 円
		2 遮断部作動後の手動復帰の確認	2,000 円
		3 作動性能 (装置各部の連動確認)	5,000 円
		4 耐衝撃性能	10,000 円
		5 耐輸送振動	40,000 円
		6 耐温度性能	40,000 円
		7 耐誘爆性能	20,000 円
		8 電源電圧変動時の作動確認	10,000 円
		9 絶縁抵抗	10,000 円
		10 耐電圧性能	20,000 円
		11 耐湿度性能	5,000 円
		12 耐久性能	40,000 円
		13 充電部の外かく等による保護	5,000 円
		14 移動電源の固定	5,000 円
		15 停電時ガス使用可能なことの確認	5,000 円
		16 表示、説明書	1,000 円
		以下略	以下略

新	旧
<p>X 事業所の担当区域</p> <p>事業所の担当区域は、原則として、次のとおりです。</p> <p>(1) 中央検査所・・・担当地域（関東、<u>甲信越</u>、東北、北海道） 〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL 0467-78-8645 FAX 0467-77-7499</p> <p>(2) <u>中部西日本支所</u>・・・担当地域（東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、<u>沖縄</u>） <u>〒456-0002 愛知県名古屋市熱田区金山町 1-19-13 川島ビル2F</u> <u>TEL 052-683-5445 FAX 052-683-5446</u></p>	<p>X 事業所の担当区域</p> <p>事業所の担当区域は、原則として、次のとおりです。</p> <p>(1) <u>大阪支所</u>・・・担当地域（関西、九州、四国地区及び北陸の一部地区） <u>〒541-0053 大阪市中央区本町 4-5-3 大和本町ビル</u> <u>TEL 06-6264-6606 FAX 06-6264-6616</u></p> <p>(2) <u>山梨支所</u>・・・担当地域（甲信地区） <u>〒407-0014 山梨県韮崎市富士見 1-7-3 清水ビル</u> <u>TEL 0551-22-0155 FAX 0551-22-7285</u></p> <p>(3) <u>名古屋支所</u>・・・担当地域（東海地区） <u>〒456-0002 名古屋市熱田区金山町 1-8-13 彫清ビル南館</u> <u>TEL 052-683-5445 FAX 052-683-5446</u></p> <p>(4) 中央検査所・・・担当地域（関東、<u>北陸</u>、東北、北海道<u>地区</u>） 〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 8-5-7 TEL 0467-78-8645 FAX 0467-77-7499</p>

新	旧
<p>X I 特定製品認証制度運用規則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条〈工場調査〉</p> <p>1 特定製品認証制度を選択した製造事業者等が提出した添付書類に基づき、工程管理の状況等について現地調査を行う。</p> <p>2 工場調査において観察された不適合事項に対し、是正処置要求書を発行する。是正要求事項に対する処置の確認のために、必要に応じて、<u>現地調査</u>を行う。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 工場調査において<u>是正処置要求書</u>を発行した場合、当該検査に係る通知書等の一時停止等の措置を講ずることができる。</p> <p>第3条～第4条 略</p> <p>第5条〈第1検査が不合格となった場合の措置〉</p> <p>1～5 略</p> <p>6 前項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「検査の結果についての通知書」</u>の発行日から3か月以内に当該不合格に係る「対策書」が提出された場合に限る。</p> <p>7 略</p> <p>第6条～第12条 略</p> <p>第13条〈顧客から受けた苦情等〉</p> <p>製造事業者等は、「検査通則(LIA-120)」に基づき、顧客から受けた苦情及び適用規格への適合性に影響を与える製品又は部品等の不備に関して取られた処置について、その発生状況、原因、対策及び対策の効果等について記録し、保管する手順を文書に定めて維持しなければならない。<u>また、本会の要請に応じて閲覧を許可しなければならない。</u></p> <p>以下略</p>	<p>X I 特定製品認証制度運用規則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条〈工場調査〉</p> <p>1 特定製品認証制度を選択した製造事業者等が提出した添付書類に基づき、工程管理の状況等について現地調査を行う。</p> <p>2 工場調査において観察された不適合事項に対し、是正処置要求書を発行する。是正要求事項に対する処置の確認のために、必要に応じて、<u>工場調査(現地)</u>を行う。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 工場調査において<u>是正要求</u>を発行した場合、当該検査に係る通知書等の一時停止等の措置を講ずることができる。</p> <p>第3条～第4条 略</p> <p>第5条〈第1検査が不合格となった場合の措置〉</p> <p>1～5 略</p> <p>6 前項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「不合格に係る通知書」</u>の発行日から3か月以内に当該不合格に係る「対策書」が提出された場合に限る。</p> <p>7 略</p> <p>第6条～第12条 略</p> <p>第13条〈顧客から受けた苦情等〉</p> <p>製造事業者等は、「検査通則(LIA-120)」に基づき、顧客から受けた苦情及び適用規格への適合性に影響を与える製品又は部品等の不備に関して取られた処置について、その発生状況、原因、対策及び対策の効果等について記録し、保管する手順を文書に定めて維持しなければならない。</p> <p>以下略</p>

新	旧
<p>ⅩⅡ フォローアップ制度運用規則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条く 製品検査等において不適合が検出された場合の措置 〉</p> <p>1 製品検査が不合格となった場合の措置</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「検査の結果についての通知書」</u>の発行日から<u>3</u>か月以内に当該不合格に係る「対策書」が提出された場合に限る。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 検査設備等検査が不合格となった場合の措置</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「検査の結果についての通知書」</u>の発行日から3か月以内に当該不合格に係る「対策書」が提出された場合に限る。</p> <p>(7) 略</p> <p>3 性能確認検査が不合格となった場合の措置</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前(5)項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「検査の結果についての通知書」</u>の発行日から3か月以内に当該不合格に係る「対策書」が提出された場合に限る。</p> <p>(8) 略</p> <p>第6条く 管理検査 〉</p> <p>1 管理検査とは、検査責任者が行うロット抜取検査を<u>いい、申請手続きは必要事項を記入した「管理検査申請書」の提出及び手数料の収納をもって受理する。</u></p> <p>2 管理検査は、検査責任者及び証票管理責任者を定め厳格に実施しなければならない。</p> <p>3 管理検査の検査項目及び抜取個数は、該当する検査規程の第2検査と同じとする。</p> <p>4 製造番号は、原則として、製品検査合格通知書に係る型式若しくは形式で連続するロット番号とする。</p>	<p>ⅩⅡ フォローアップ制度運用規則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条く 製品検査等において不適合が検出された場合の措置 〉</p> <p>1 製品検査が不合格となった場合の措置</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「不合格に係る通知書」</u>の発行日から<u>6</u>か月以内に当該不合格に係る「対策書」が提出された場合に限る。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 検査設備等検査が不合格となった場合の措置</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「不合格に係る通知書」</u>の発行日から3か月以内に当該不合格に係る「対策書」が提出された場合に限る。</p> <p>(7) 略</p> <p>3 性能確認検査が不合格となった場合の措置</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前(5)項の措置は、合理的な理由がある場合を除き、<u>「不合格に係る通知書」</u>の発行日から3か月以内に当該不合格に係る「対策書」が提出された場合に限る。</p> <p>(8) 略</p> <p>第6条く 管理検査 〉</p> <p>1 管理検査とは、検査責任者が行うロット抜取検査を<u>いう。</u></p> <p>2 管理検査は、検査責任者及び証票管理責任者を定め厳格に実施しなければならない。</p> <p>3 管理検査の検査項目及び抜取個数は、該当する検査規程の第2検査と同じとする。</p> <p>4 製造番号は、原則として、製品検査合格通知書に係る型式若しくは形式で連続するロット番号とする。</p>

新	旧
<p>5 管理検査の試料は、申請に係る同一ロットの中から任意に抜き取る。</p> <p><u>6 管理検査の記録は、当該品目の「第2検査記録表」を用い、管理検査終了後、速やかに本会に提出しなければならない。</u></p> <p>7 管理検査に合格したロットを形成する製品に対して証票を発行する。</p> <p>8 製品検査合格後5年を経過した場合、又は性能確認検査合格後1年を経過した場合には、管理検査を行うことはできない。</p> <p>9 管理検査合格後、証票を貼付することができる。</p> <p>10 管理検査のロットは、2以上のロットであって、その検査の最も早い日から3月を超えない間に生産される数量を1ロットとみなすことができる。この場合、1ロットとみなされる2以上のロットを形成する個数の合計は、検査規程の抜取表のロットを形成する個数に示す最大個数を超えることはできない。</p> <p>ただし、この項を適用したロットを形成した場合、ロットごとの生産内訳明細を本会に報告しなければならない。</p>	<p>5 管理検査の試料は、申請に係る同一ロットの中から任意に抜き取る。 (追加)</p> <p>6 管理検査に合格したロットを形成する製品に対して証票を発行する。</p> <p>7 製品検査合格後5年を経過した場合、又は性能確認検査合格後1年を経過した場合には、管理検査を行うことはできない。</p> <p>8 管理検査合格後、証票を貼付することができる。</p> <p>9 管理検査のロットは、2以上のロットであって、その検査の最も早い日から3月を超えない間に生産される数量を1ロットとみなすことができる。この場合、1ロットとみなされる2以上のロットを形成する個数の合計は、検査規程の抜取表のロットを形成する個数に示す最大個数を超えることはできない。</p> <p>ただし、この項を適用したロットを形成した場合、ロットごとの生産内訳明細を本会に報告しなければならない。</p>
<p>第7条～第12条</p>	<p>第7条～第12条</p>
<p>第13条〈 検査責任者及び証票管理責任者の職務 〉</p> <p>検査責任者及び証票管理責任者の職務は次のとおりとする。</p> <p>1 検査責任者の職務</p> <p>(1) 管理検査に係る業務の円滑な実施</p> <p>(2) 管理検査記録の作成</p> <p>(3) 管理検査に関する事項についての本会への連絡</p> <p>(4) 管理検査に関する帳簿等の作成及びその管理</p> <p>(5) 管理検査不合格時の出荷停止等の処置</p> <p>2 略</p>	<p>第13条〈 検査責任者及び証票管理責任者の職務 〉</p> <p>検査責任者及び証票管理責任者の職務は次のとおりとする。</p> <p>1 検査責任者の職務</p> <p>(1) 管理検査に係る業務の円滑な実施</p> <p>(2) 管理検査記録の作成</p> <p>(3) 管理検査に関する事項についての本会への連絡</p> <p>(4) 管理検査に関する帳簿の作成及びその管理</p> <p>(5) 管理検査不合格時の出荷停止等の処置</p> <p>2 略</p>
<p>第14条～第16条</p>	<p>第14条～第16条</p>
<p>第17条〈 顧客から受けた苦情等 〉</p> <p>製造事業者等は、「検査通則 (LIA-120)」に基づき、顧客から受けた苦情及び適用規格への適合性に影響を与える製品又は部品等の不備に関して取られた処置について、その発生状況、原因、対策及び対策の効果等について記録し、保管</p>	<p>第17条〈 顧客から受けた苦情等 〉</p> <p>製造事業者等は、「検査通則 (LIA-120)」に基づき、顧客から受けた苦情及び適用規格への適合性に影響を与える製品又は部品等の不備に関して取られた処置について、その発生状況、原因、対策及び対策の効果等について記録し、保管</p>

新	旧
<p>する手順を文書に定めて維持しなければならない。<u>また、本会の要請に応じて閲覧を許可しなければならない。</u></p> <p>第18条 略</p> <p>(削除)</p> <p>第19条く 協議) 本制度に疑義を生じたとき及び定めのない事項等については、本会と関連団体等とが協議して定めるものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>する手順を文書に定めて維持しなければならない。</p> <p>第18条 略</p> <p><u>第19条く その他)</u> <u>1 管理検査の申請は、「管理検査申請書」を用いること。</u> <u>2 管理検査の記録は、当該品目の「第2検査記録表」を用い、管理検査終了後、速やかに本会に提出しなければならない。</u> <u>3 製造事業者は、当該製品に係る顧客等から受けた苦情等を記録し、本会の要請に応じて閲覧を許可しなければならない。</u> <u>4 製造事業者は、当該製品に係る事故が発生した場合には直ちに本会に届け出なければならない。</u></p> <p>第20条く 協議) 本制度に疑義を生じたとき及び定めのない事項等については、本会と関連団体等とが協議して定めるものとする。</p> <p>以下略</p>
<p>XⅢ 輸入に関する手続きについて</p> <p>1～7 略</p> <p>8 工場調査</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 工場調査は、原則として5年ごとに実施するものとし、別途、次に掲げるいずれの場合にも行うことができる。</p> <p>(5) 略</p>	<p>XⅢ 輸入に関する手続きについて</p> <p>1～7 略</p> <p>8 工場調査</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 工場調査は、原則として5年ごとに実施するものとし、別途、次に掲げるいずれかの場合にも行うことができる。</p> <p>(5) 略</p>
<p>XⅣ フォローアップ実施基準</p> <p>1 1年フォローアップ要求項目及び調査基準 (IS09000' s 特例<u>適用事業所</u>を除く。)</p> <p>2 1年フォローアップ基準 (IS09000' s 特例<u>適用事業所用</u>)</p> <p>3 略</p>	<p>XⅣ フォローアップ実施基準</p> <p>1 1年フォローアップ要求項目及び調査基準 (IS09000' s 特例事業<u>者</u>を除く。)</p> <p>2 1年フォローアップ基準 (IS09000' s 特例事業<u>者用</u>)</p> <p>3 略</p>

新	旧
X V 略	X V 略
<p><u>XVI 附 則</u></p> <p><u>附 則 (平成 12 年 10 月 1 日制定)</u> 1 この検査制度は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (平成 17 年 4 月 1 日改正)</u> 1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (平成 19 年 4 月 1 日改正)</u> 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (平成 24 年 4 月 1 日改正)</u> 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 2 一般財団法人の登記を行った日から「財団法人」を「一般財団法人」に改める。</p> <p><u>附 則 (平成 24 年 10 月 1 日改正)</u> 1 この改正は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (平成 28 年 3 月 1 日改正)</u> 1 この改正は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (平成 29 年 8 月 1 日改正)</u> 1 この改正は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和元年 7 月 1 日改正)</u> 1 この改正は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和 5 年 11 月 1 日改正)</u> 1 この改正は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

新

XVII 申請等の様式集

(様式第7)

×整理番号	
×受理年月日	

第2検査申請書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

住所
名称
代表者氏名 印

適合性検査制度 (LIA-135) に基づき、下記の製品について第2検査を申請します。

特定液化石油ガス器具等の区分	
型式区分	
形式名	
構造、材質及び性能の概要	
申請数量	
製造番号	
製造年月	
第1検査合格番号	発行日
受検希望年月日	
受検希望場所	
手数料(税抜き)	円
備考	

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、A4とすること。

旧

XVI 申請等の様式集

(様式第7)

×整理番号	
×受理年月日	

第2検査申請書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

住所
名称
代表者氏名 印

適合性検査制度 (LIA-135) に基づき、下記の製品について第2検査を申請します。

特定液化石油ガス器具等の区分	
型式区分	
形式名	
構造、材質及び性能の概要	
申請数量	
製造番号	
製造年月	
第1検査合格番号	発行日
受検希望年月日	
受検希望場所	
手数料	円
消費税	円
合計	円
備考	

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、A4とすること。

新

(様式第10)

×整理番号	
×受理年月日	

性能確認検査申請書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

住所
名称
代表者氏名 印

適合性検査制度(LIA-135)に基づき、下記の特定制石油ガス器具等の性能確認検査を申請します。

特定制石油ガス器具等の区分					
型式区分					
形式名					
構造、材質及び性能の概要					
工場又は事業場の名称及び所在地					
手 数 料	円	消費税	円	合計	円
備 考					

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、A4とすること。

旧

(様式第10)

×整理番号	
×受理年月日	

性能確認検査申請書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

住所
名称
代表者氏名 印

適合性検査制度(LIA-135)に基づき、下記の特定制石油ガス器具等の性能確認検査を申請します。

液 化 石 油 ガ ス 器 具 等 の 区 分					
型 式 区 分					
形 式 名					
構 造 、 材 質 及 び 性 能 の 概 要					
工 場 又 は 事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地					
手 数 料	円	消 費 税	円	合 計	円
備 考					

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、A4とすること。

新

(様式第11)

×整理番号	
×受理年月日	

管理検査申請書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

住所
名称
代表者氏名 印

適合性検査制度 (LIA-135) に基づき、下記の製品について管理検査を申請します。

特定液化石油ガス 器具等の区分	
型式区分	
形式名	
構造、材質及び 性能の概要	
申請数量	
製造番号	
製造年月	
製品検査合格通知番号	発行日
受検希望年月日	
受検希望場所	
手数料 (税抜き)	円
備考	

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、A4とすること。

旧

(様式第11)

×整理番号	
×受理年月日	

管理検査申請書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

住所
名称
代表者氏名 印

適合性検査制度 (LIA-135) に基づき、下記の製品について管理検査を申請します。

特定液化石油ガス 器具等の区分					
型式区分					
形式名					
構造、材質及び 性能の概要					
申請数量					
製造番号					
製造年月					
製品検査合格通知番号	発行日				
受検希望年月日					
受検希望場所					
手数料	円	消費税	円	合計	円
備考					

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、A4とすること。

新

(様式第12)

×整理番号	
×受理年月日	

軽微変更
追加申請書

年 月 日

一般財団法人日本エルピীগス機器検査協会
理事長 殿

住所
名称
代表者氏名 印

適合性検査制度(LIA-135)に基づき、下記の製品等についての 変 更 ・ 追 加 を申請
します。

特定液化石油ガス 器具等の区分	
型式区分	
形式名	
合格通知番号	発行日
構造、材質及び 性能の概要	
工場又は事業場の 名称及び所在地	
内容及び実施希望時期	

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、A4とすること。

旧

(様式第12)

×整理番号	
×受理年月日	

軽微変更
追加申請書

年 月 日

一般財団法人日本エルピীগス機器検査協会
理事長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印
住所

適合性検査制度(LIA-135)に基づき、下記の製品等についての 変 更 ・ 追 加 を申請
します。

液化石油ガス 器具等の区分	
型式区分	
形式名	
合格通知番号	発行日
構造、材質及び 性能の概要	
工場又は事業場の 名称及び所在地	
内容及び実施希望時期	

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

新

(様式第24)

×整理番号	
×受理年月日	

検査結果に関する異議申立書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

住所
名称
代表者氏名 印

貴会に下記の検査を依頼しましたが、検査結果に異議があるので適合性検査制度(LIA-135)に基づき、異議申立てをいたします。

検査を受けた日	年 月 日		
通知番号	第	号	
検査の種類		検査の結果	
特定液化石油ガス器具等の区分			
型式区分	(届出区分略称)		
形式名			
構造、材質及び性能の概要			
工場又は事業場の名称及び所在地			
異議申立て事項			

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、A4とすること。

旧

(様式第24)

×整理番号	
×受理年月日	

検査結果に関する異議申立書

年 月 日

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印
住所

貴会に下記の検査を依頼しましたが、検査結果に異議があるので適合性検査制度(LIA-135)に基づき、異議申立てをいたします。

検査を受けた日	年 月 日		
通知番号	第	号	
検査の種類		検査の結果	
液化石油ガス器具等の区分			
型式区分	(届出区分略称)		
形式名			
構造、材質及び性能の概要			
工場又は事業場の名称及び所在地			
異議申立て事項			

(備考) 1 ×印の項は記載しないこと。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

新

(様式第30)

第1検査合格通知書

合格番号	

年 月 日

殿

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 印

下記の特定液化石油ガス器具等について、[適合性検査制度\(LIA-135\)](#)に基づき第1検査を行った結果、技術上の基準に適合していることを確認しましたので、これを通知します。

特定液化石油 ガス器具等の区分	
型式区分	
形式名	
構造、材質及び 性能の概要	
工場又は事業場の 名称及び所在地	
適用規格	
備 考	

旧

(様式第30)

第1検査合格通知書

合格番号	

年 月 日

殿

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 印

下記の特定液化石油ガス器具等について、[検査規程](#)に基づき第1検査を行った結果、技術上の基準に適合していることを確認しましたので、これを通知します。

特定液化石油 ガス器具等の区分	
型式区分	
形式名	
構造、材質及び 性能の概要	
工場又は事業場の 名称及び所在地	
適用規格	
備 考	

新

旧

(様式第31)

(様式第31)

製品検査合格通知書

製品検査合格通知書

年 月 日

年 月 日

殿

殿

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 印

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 印

下記の特定制化石油ガス器具等について、[適合性検査制度\(LIA-185\)](#)に基づき製品検査を行った結果、技術上の基準に適合していることを確認しましたので、これを通知します。

下記の特定制化石油ガス器具等について、[検査規程](#)に基づき製品検査を行った結果、技術上の基準に適合していることを確認しましたので、これを通知します。

通知番号	
特定制化石油ガス器具等の区分	
型式区分	
形式名	
構造、材質及び性能の概要	
工場又は事業場の名称及び所在地	
適用規格	
適合性証明書(2)	発行番号 発行年月日
備考	

通知番号	
特定制化石油ガス器具等の区分	
型式区分	
形式名	
構造、材質及び性能の概要	
工場又は事業場の名称及び所在地	
適用規格	
適合性証明書(2)	発行番号 発行年月日
備考	

新

(様式第32)

検査の結果についての通知書

年 月 日

殿

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

貴社の申請により、下記の特定制化石油ガス器具等について検査を行ったところ下記の結果を得ましたので、これを通知します。

通 知 番 号	
検 査 の 種 類	
特定制化石油ガス器具等の区分	
型 式 区 分	
形 式 名	
構造、材質及び性能の概要	
工場又は事業場の名称及び所在地	
検 査 実 施 日	
検 査 場 所	
適 合 ・ 不 適 合	

旧

(様式第32)

検査の結果についての通知書

年 月 日

殿

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

貴社の申請により、下記の特定制化石油ガス器具等について検査を行ったところ下記の結果を得ましたので、これを通知します。

通 知 番 号	
検 査 の 種 類	
液化石油ガス器具等の区分	
型 式 区 分	
形 式 名	
構造、材質及び性能の概要	
工場又は事業場の名称及び所在地	
検 査 実 施 日	
検 査 場 所	
適 合 ・ 不 適 合	

新

旧

(様式第33)

(様式第33)

変更又は追加申請についての承認書

変更又は追加申請についての承認書

年 月 日

年 月 日

殿

殿

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 印

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会
理事長 印

下記の製品等についての変更・追加を承認しましたので、これを通知します。

下記の製品等についての変更・追加を承認しましたので、これを通知します。

通 知 番 号	
申 請 の 種 類	
特定液化石油ガス 器具等の区分	
型 式 区 分	
形 式 名	
合 格 通 知 番 号	発行日
構 造、材 質 及 び 性 能 の 概 要	
工 場 又 は 事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地	
実 施 時 期	
備 考	

通 知 番 号	
申 請 の 種 類	
液 化 石 油 ガ ス 器 具 等 の 区 分	
型 式 区 分	
形 式 名	
合 格 通 知 番 号	発行日
構 造、材 質 及 び 性 能 の 概 要	
工 場 又 は 事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地	
実 施 時 期	
備 考	

新	旧																																												
<p>(様式第34)</p> <p>再評価措置通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会</p> <p>貴社より提出された対策書に対する再評価措置を下記のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">通 知 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>申 請 の 種 類</td><td></td></tr> <tr><td>品 目</td><td></td></tr> <tr><td>特定液化石油ガス器具等の区分</td><td></td></tr> <tr><td>型式区分</td><td></td></tr> <tr><td>形 式 名</td><td></td></tr> <tr><td>構造、材質及び性能の概要</td><td></td></tr> <tr><td>工場又は事業場の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr><td>措 置 の 内 容</td><td></td></tr> <tr><td>本措置の有効期限</td><td>本措置は、 年 月 日まで有効とします。</td></tr> <tr><td>備 考</td><td></td></tr> </table> <p><small>(備考) 措置の有効期限までに本措置に係る手続きを取らなかった場合は打切りとなります。</small></p>	通 知 番 号		申 請 の 種 類		品 目		特定液化石油ガス器具等の区分		型式区分		形 式 名		構造、材質及び性能の概要		工場又は事業場の名称及び所在地		措 置 の 内 容		本措置の有効期限	本措置は、 年 月 日まで有効とします。	備 考		<p>(様式第34)</p> <p>再評価措置通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会</p> <p>貴社より提出された対策書に対する再評価措置を下記のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">通 知 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>申 請 の 種 類</td><td></td></tr> <tr><td>品 目</td><td></td></tr> <tr><td>液化石油ガス器具等の区分</td><td></td></tr> <tr><td>型式区分</td><td></td></tr> <tr><td>形 式 名</td><td></td></tr> <tr><td>構造、材質及び性能の概要</td><td></td></tr> <tr><td>工場又は事業場の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr><td>措 置 の 内 容</td><td></td></tr> <tr><td>本措置の有効期限</td><td>本措置は、 年 月 日まで有効とします。</td></tr> <tr><td>備 考</td><td></td></tr> </table> <p><small>(備考) 措置の有効期限までに本措置に係る手続きを取らなかった場合は打切りとなります。</small></p>	通 知 番 号		申 請 の 種 類		品 目		液化石油ガス器具等の区分		型式区分		形 式 名		構造、材質及び性能の概要		工場又は事業場の名称及び所在地		措 置 の 内 容		本措置の有効期限	本措置は、 年 月 日まで有効とします。	備 考	
通 知 番 号																																													
申 請 の 種 類																																													
品 目																																													
特定液化石油ガス器具等の区分																																													
型式区分																																													
形 式 名																																													
構造、材質及び性能の概要																																													
工場又は事業場の名称及び所在地																																													
措 置 の 内 容																																													
本措置の有効期限	本措置は、 年 月 日まで有効とします。																																												
備 考																																													
通 知 番 号																																													
申 請 の 種 類																																													
品 目																																													
液化石油ガス器具等の区分																																													
型式区分																																													
形 式 名																																													
構造、材質及び性能の概要																																													
工場又は事業場の名称及び所在地																																													
措 置 の 内 容																																													
本措置の有効期限	本措置は、 年 月 日まで有効とします。																																												
備 考																																													

以上